

第 2 号様式

随意契約の内容の公表

担 当 部 課	企画部情報政策課	
契約締結年月日	令和 7 年 9 月 3 0 日	
件 名	住民情報用オラクルDB年間ライセンス使用許諾	
業 務 の 概 要	現在使用している住民情報システムADWORLDを継続的に稼働させるために必要なライセンスの使用許諾を得る。	
契約金額 (税込)	1, 6 6 3, 2 0 0 円 ※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。	
契約の相手方	株式会社日立システムズ中部支社	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項 (該当する□欄に印をつけること)	
	☒ 第 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。
	☐ 第 3 号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。
	☐ 第 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	☐ 第 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	☐ 第 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	☐ 第 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	☐ 第 9 号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約理由の説明 及び 契約相手方の選定理由	本事業は、現在使用している住民情報システムADWORLDを稼働させるために必要なライセンスの使用許諾を得るものである。株式会社日立システムズ中部支社は、本市で利用している住民情報システムADWORLDの構築業者であり、住民情報システムADWORLDに使用許諾を得た当該ソフトウェアを適合させることが出来る唯一の者であることから、一者見積り徴収とし地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号による随意契約とする。	

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は、企画部情報政策課です。